

行政常任委員会

令和 4 年 5 月 2 4 日（火）

午前 1 0 時 2 5 分開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開会させていただきます。

まず、開会前に傍聴者の 1 名の方の申入れがございますので、許可をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それと、テレビ局のカメラも併せて入っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それでは、入室をお願いいたします。

それでは、先ほど加藤市長のほうから提案理由の説明がありました今回の臨時会における付託議案 2 議案、まず、議案第 3 8 号 令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についての説明を求める前に、市長から御挨拶があれば。

○加藤市長　おはようございます。

委員の皆様には、行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 8 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてと、議案第 3 9 号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についての 2 議案でございます。

付託議案の詳細につきましては担当課より説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございます。

なお、市長は本日尾鷲保護区の保護司会の定期総会が午前 1 1 時から中央公民館のほうであるということでございますので、前後を挟んで 2 0 分余り、市長には席を外していただきますことを御理解賜りたいと思っております。

それでは早速ですが、議案第 3 8 号、財政課長のほうから説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第 3 8 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3, 7 8 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ105億5,302万7,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げます。12、13ページを御覧ください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費154万7,000円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金でございます。

ここで、財政課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高でございますが、財政調整基金は154万7,000円を積み立てることにより補正後の残高は14億8,809万1,000円、また、基金合計は24億3,074万5,000円となる見込みでございます。

財政課からの説明は以上でございます。

続きまして、各所管課のほうからそれぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○南委員長 特に財政課の説明について御質疑はございませんよね。

ないようでございますので、所管課のほうの説明を、福祉のほうですか。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第38号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決につきまして、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の10、11ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1,184万円の増額は、1節保健費負担金1,184万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,184万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種である4回目接種のうち、予防接種委託料など接種に係る国庫負担金になります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,857万7,000円の増額は、2節児童福祉費補助金1,857万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,857万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得者の一人親世帯に対して、生活の支援を行うための給付金に係る国庫補助金になります。

次に、3目衛生費国庫補助金339万円の増額は1節保健費補助金339万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金339万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種である4回目接種のうち、システム改修委託料など接種体制の整備に係る国庫補助金になります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金403万6,000円の増額は1節保健費補助金403万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金403万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種のための医療従事者の確保が困難な中、ワクチン接種を行う集団接種会場に時間外・休日に派遣の協力をいただく医療機関に対し、支援するための補助金でございます。

次に、歳出でございます。12、13ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費1,857万7,000円の増額は、細目、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,857万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得者の一人親世帯に対して、生活の支援を行うための給付金に係る事業費でございます。詳細につきましては、資料に基づき、課長補佐から御説明させていただきます。通知いたします。

○世古福祉保健課長補佐兼係長　それでは、資料1、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（一人親世帯分）について御説明いたします。

（1）事業目的につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の一人親世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うこととございます。

（2）対象者につきましては、次の3者が該当いたします。まず1番ですが、令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人でございます。こちらは状況が確認されていることから、申請をいただくことなく給付金が支給されます。次に2番ですが、公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当が未受給となっている人でございます。こちらは児童扶養手当に係る所得等の支給制限限度額を下回る場合に限り支給されることとなり、給付金の申請が必要となります。最後に3番ですが、所得等が限度額を上回るなどして令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、手当受給者と家計の状況が同水準となった人でございます。こちらにも申請が必要となります。

（3）給付額につきましては、児童1人につき一律5万円でございます。

（4）支給日につきましては、（2）の対象者中、申請が必要のない対象者1番につきましては6月中を、そのほか2番、3番につきましては、申請を受理し審査後に順次支給いたします。

(5) 対象見込み数につきましては、230世帯・350人を想定しています。

(6) 事業費につきましては総額1,857万7,000円で、内訳は御覧のとおりでございます。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、補助率は10分の10でございます。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長 それでは、予算書の12、13ページにお戻りください。通知いたします。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費1,926万6,000円の増額は、細目、感染症予防対策事業1,926万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種である4回目接種に係る事業費でございます。詳細につきましては、資料に基づき担当主幹から御説明させていただきます。通知いたします。

○東福祉保健課主幹兼係長 それでは、資料2、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関わる追加接種（4回目）について御説明をいたします。

4回目につきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大に備え、重症化予防を目的といたしまして国の方針に基づき実施いたします。

まず、1、対象者といたしましては、尾鷲市に住民票を有し、3回目接種完了後5か月以上経過した方で、まず、(1)接種日に60歳以上の方、(2)接種日に18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方、その他重症化のリスクが高いと医師が認めた方となります。基礎疾患を有する方といたしましては、初回、1回目、2回目と同様の考え方が示されており、自己申告により接種券を発行いたします。なお、対象者につきましては現時点の情報でありまして、今後も引き続き検討がされることとなっておりますことから、国の方針が変更となる場合がございます。

続きまして、2、使用するワクチンといたしましては、ファイザー社ワクチン及び武田・モデルナ社ワクチンでございます。順次、入荷量と入荷時期に応じ実施いたします。

次に、接種計画でございます。(1)接種券等の通知につきましては、今月中に3回目終了後5か月の接種間隔に応じ順次発送を開始いたします。具体的には、60歳以上の方には3回目までと同様に、接種券つき予診票と接種方法について通知させていただきます。18歳以上60歳未満の方につきましては、基礎疾患に関わる周知、及び接種を希望する方は接種券発行のための申請が必要となりますことか

ら、申請書をお送りいたしまして返信をいただきます。

次に、接種体制といたしましては、3回目と同様に、個別接種及び対象者が多くなる時期につきましては集団接種を併用し実施いたします。具体的には、高齢者施設等の入所者については7月初旬実施予定であり、以後、集団接種会場は1回目から3回目同様、尾鷲市民文化会館等4会場にて7月中旬より開始予定でございます。個別接種につきましては順次実施してまいります。

次に、事業費1,926万6,000円の内訳といたしましては、報償費77万4,000円は集団接種等に関わる医療従事者の謝礼といたしまして、需用費31万7,000円は接種券等の通知に関わる封筒の印刷製本費として、役務費160万7,000円は接種券等に関わる郵送費であり、また委託料703万2,000円はワクチン等及び接種券作成に関わるシステム改修費等であります。また、使用料及び賃借料550万は集団接種に関わる会場使用料及び機器借上料として、負担金補助金及び交付金403万6,000円は集団接種に関わる医療従事者派遣事業補助金でございます。

なお財源につきましては、いずれも新型コロナウイルス接種国庫負担金、国庫補助金、県補助金であり、補助率10分の10でございます。

資料の説明は以上です。

○山口福祉保健課長 以上が、議案第38号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が福祉の所管の説明で、2点、低所得者、一人親家庭の5万円の配付と新型コロナ接種にかかわる追加接種、4回目なんですけれども、まず区分して一人親家庭のほうから質疑の時間を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御質疑はございませんか、5万円配付のほうは。

○中里委員 この1人親世帯の分なんですけれども、対象者の中で、②と③の申請が必要な方の申請の締切日はありますか。

○山口福祉保健課長 申請につきましては令和5年2月末となっております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

差し当たってこの5万円配付については、また後でも、もし質疑があれば聞いていただければよろしいですので。

次に、新型コロナ接種事業に関わる追加接種の補正予算の審査に入りたいと思います。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○村田委員　　これ、4回目の接種ということなんですけれども、これは今回予算分だけ消化をしていくんでしょうけれども、今後尾鷲市民の全員に行き渡るような、いわゆるワクチンの供給というものは、その見通しはどうなんですか。

○山口福祉保健課長　　今回接種対象者が60歳以上という方と18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方と、国のほうも重症化予防を目的に限定した対象者となっております。先ほど説明でもあったように、今、国のほうでも今回の限定した対象者、例えば世論とかそういったことで、今後対象者が下の世代まで下りてくる可能性もございますので、そちらのほう、国の情報を注視しながら、私どももしっかりした体制を取れるように準備してまいりたいと考えております。

ワクチンにつきましては、これも従前から同様、国の配給量に応じて順次接種していただくという形でしかお答えできないんですけれども、しっかりした体制を整えて、早期に接種していただけるように準備してまいりたいと考えております。

○村田委員　　ということは、国の動向によって定まってくるので、それを見守るしかないという状況なんですね。確認だけ。

○山口福祉保健課長　　おっしゃるとおり、国の方針に基づき接種を実施していきたいと考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

それでは、他にないようですので、福祉関連の補正予算の審査は終了させていただきます。御苦労さまでございました。

引き続きまして、商工観光のほうに、その他の報告はなかったですよ、課長。

では、商工観光課の、まず議案第38号のほうからお願いをいたします。

○森本商工観光課長　　商工観光課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第38号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明のほうを申し上げます。

歳出のほうでございます。補正予算書14ページ、15ページのほうを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費でございます。補正前の額5,329万2,000円、補正額154万7,000円を減額し5,174万5,000円に減額す

るものでございます。細目、観光施設管理整備事業のうち、12節委託料、夢古道おわせ指定管理料154万7,000円の減額につきましては、本年度の指定管理期間が約2か月短縮して指定することから、相応分を減額するものでございます。

次に、補正予算書5ページのほうを御覧ください。債務負担行為補正でございます。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料につきまして、期間を令和5年度から6年度まで、限度額を1,857万2,000円とするものでございます。尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理の指定期間は議決をいただいた日から令和7年3月31日までの3年間でございます。昨年9月定例会にてお認めいただきました令和4年度から令和6年度までの3か年の尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料債務負担行為につきまして、令和3年度内に指定管理に係る本協定を締結できなかったことから、改めて令和5年度から6年度分につきましての債務負担を計上させていただくものでございます。

詳細につきまして、資料のほうに基づき御説明申し上げます。

○南委員長 課長、待って。席、前のほうへ代わってもらえますか。えらいすみません。

準備が出来次第、引き続き説明をお願いいたします。資料のほうの説明やな。

○森本商工観光課長 申し訳ございません。詳細につきまして、資料に基づき御説明いたします。

資料の1ページ、夢古道おわせにつきましては、管理運営の業務を効率的かつ効果的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、株式会社熊野古道おわせを指定するものでございます。

○南委員長 課長、えらいすみません、僕の運営がまずいものですから。

議案第38号と39号、最も関連性がありますので、先に議案39号の指定管理者の指定のほうも説明していただいたほうが説明しやすいんじゃないかなと思いましたが、それでよろしいですか。

それでは、引き続き議案第39号の説明もお願いいたします。

○森本商工観光課長 続きまして、議案第39号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理の指定について御説明申し上げます。

議案書の2ページのほうを御覧ください。

施設の名称でございますが、夢古道おわせでございます。指定管理者の所在地は

尾鷲市大字向井12番地4、名称は株式会社熊野古道おわせ、代表者は代表取締役、土井八郎兵衛、指定の期間は令和4年5月24日から令和7年3月31日まででございます。

詳細につきまして、資料に基づき御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、株式会社熊野古道おわせを指定するものでございます。指定管理期間は令和4年5月24日から令和7年3月31日までの3年間でございまして、指定管理料は令和4年度773万9,000円、令和5年度928万6,000円、令和6年度928万6,000円で、合計2,631万1,000円でございます。管理運営業務の範囲は、1番、地域資源を活用した特産品の開発、紹介及び普及に関する業務、二つ目、地域資源を活用した体験交流に関する業務、三つ目、情報発信に関する業務、四つ目、交流施設の経営及び利用許可等に関する業務、五つ目、交流施設の施設及び整備の維持管理及び修繕に関する業務などでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、本年6月14日から28日までの間、指定管理者の募集をさせていただきまして、指定管理者の指定に係る申請は1社でございました。今月11日、申請がございました事業者に対しまして選定委員会による審査を行いました。結果、株式会社熊野古道おわせを指定管理者の候補者として選定し、尾鷲地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についての議案を上程させていただいたものでございます。

選定に当たりましては、資料の2ページでお示しさせていただいたとおり、審査における大きく四つの視点を共通に設け審査を行いました。一つ目は、施設利用者の平等が確保されることにおいて、管理に対する基本方針、利用者の公平・公正な利用、企業の社会的責任をポイントとしました。二つ目の事業計画が施設の効用を最大限発揮するものであることにおきましては、募集要項に即した提案事業、利用許可の手續、総合案内等をポイントといたしました。三つ目の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることにおいては、経営能力、組織体制、勤務体制、人材育成、研修計画についてポイントといたしました。四つ目の事業計画書及び収支予算書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図るものであることにおきましては、利用者の安全確保、効率的・安定的な維持管理、危機管理体制や緊急時の対応、収支計画、提案価格をポイントといたしました。これら大きく分けました四つの評価項目ごとの評価点が審査の基準を満たしているものとして審査を行ったも

のであります。

次に、申請者から提案がございました内容について、その概要として提出された書類の下、事業計画の要旨を御説明いたします。別添資料のほうを通知させていただきます。

まず、管理運営方針でございます。指定管理者の大別した四つの役割、一つ目に特産品の新たな創出等で地域産業の活性化を図る、二つ目に集客交流人口の増加を図る、三つ目に海洋深層水活用、温浴型施設を通じた癒やしの提供や海洋深層水の特徴の周知、四つ目に情報発信及び交流ネットワークの拠点、以上の役割を地元住民の協力を得ながら、社員が一丸となって取り組んでいくものとされております。

運營業務に関する計画でございますが、この四つの役割の推進に当たって、交流施設の適正な維持管理と特産品や旬の情報の発信、サービス業としての認識の下、地元住民の協力を得ながら事業を推進するとされております。

管理業務に係る計画のほうでございますが、特産品の開発等業務と体験交流に関する業務が主であること、食体験等、衛生面での徹底、自然体験において、けが等への注意喚起、利用者の安全確保を図る維持管理を行うものとし、施設の衛生管理の向上に努めるとされております。

組織及び人員につきましては、地場特産品情報交流センターでは常時3名、温浴施設では常時4名体制となり、繁忙期には一、二名の増員で配置するとされております。

その他におきましては、県立熊野古道センターと連携し、関係団体との連携体制を構築し、地元産業の活性化や交流人口の増加を目指し、地域全体の総合力を底上げしていきたいと考えております。

収支計画のほうでございますが、5年度、6年度のほうをベースに記載していただいております。収入は、指定管理料が928万6,000円、事業収入6,500万円で、合計が7,428万6,000円でございます。支出のほうでございますが、指定管理料として位置づけられる特産品普及開発事業に100万円、情報発信事業228万6,000円、施設維持管理費2,500万円、このうち500万円の指定管理料として位置づけております。その他の経費は仕入れ、消耗品、通信費、リース料等々でございますが、主なもので2,100万円でございます。人件費は2,400万円で、合計が7,428万6,000円とされております。

以上で、事業計画書の表紙の説明とさせていただきます。

なお、指定管理者指定にて申請した株式会社熊野古道おわせにおきましては、令

和4年から3年間について、昨年12月に候補者として選定し仮協定を締結しておりましたが、同社から不適切な処理があると報告を受けまして、4月以降の施設の休館をやむなくといたしまして仮協定を破棄したところでございます。選定審査に当たりましては、仮協定破棄の要因となりました不適切な会計処理についての改善について、同社から提出された定期監査における指摘事項の回答について再度確認を行っております。

資料の3ページのほうを御覧ください。

市が求めている改善策については、定期監査における指摘事項と同じものでございまして、株式会社熊野古道おわせから四つの事業についての回答がございまして、

一つ目に、不適切な経理処理についての指摘であります。新たな支配人、新たに総務、広報、温浴、販売、新たな部門を設けまして担当役員を配置、監査役には税理士、経理精通者を配置いたしまして管理体制の強化を図るとし、担当2名体制として不適切な処理を確実に防ぐとの回答でございまして、

指定管理料につきましては、事業計画、事業報告書の明確な区分を求める指摘でございまして、協定書に基づき明確に区分いたしまして、事業報告等を作成すると回答がございまして、

三つ目に、簿冊整理の徹底の指摘につきましては、経理担当者の増員と経理体制の充実を図るとして、再発防止すると回答をいただいております。

四つ目に、旅費及び賞与の支出根拠の指摘につきましては、支給規程を遵守した上で適正に支給すると回答がございまして、

御説明申し上げましたとおり、選定審査における大きく四つに分けました評価候補ごとの評価点が審査の基準を満たしていること、会社としてこうした状況に陥った原因における改善策をしっかりと示していただいていること、市の集客交流の拠点でございます施設、こちらのほうを社員一丸となって運営するという、総合的な判断の下、株式会社熊野古道おわせを指定管理者の候補者として選定させていただきまして、このたび議案として上程させていただいたものでございまして、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま議案第38号と議案第39号の指定管理者の指定の説明を受けたわけでございまして。市長が席を外しておるんですけれども、政策的なことは別にして、ただいまの説明の中で審査を行いたいと思いますので、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

- 小川委員　　1点だけ。収支計画書のところの金額を書いていたので、すけれども、その他の経費2,100万というのは、これはどういったものが当てはまるんですか。
- 森本商工観光課長　　その他経費で計上されています2,100万につきましては、仕入れ、消耗品費、通信運搬費等々、もろもろ含めましたものが大きく分けて2,100万というものでございます。大きくは仕入れが多くのものでございます。
- 内山副委員長　　先ほど質疑でもさせてもらったんですけれども、評価について、点数とか、そういった書式で残しておられないんですか。もしあったとしたら、このほうに送ってもらえませんか。
- 森本商工観光課長　　評価の合計点が840点でございました。すみません、満点が840点でございます。そのうち、審査員の委員の合計点が613点でございました。最低点、いわゆる評価基準を上回るという点が588点でございまして、それを上回る評点、合計点でございましたので選定させていただきました。
- 内山副委員長　　これ、今、口頭でいつも伝えてもらうのですけれども、きちんとした、前回、商工観光課じゃないんですけれども、教育委員会の給食センターに係るときに、プロポーザルの結果をきちんと書面で表してくれたんですよ。そういった点では商工観光課のほうは置いてないんですか、書面で。
- 森本商工観光課長　　こちらに関しましては、点数結果等も通常の決裁の上で当然保管しております。
- 内山副委員長　　私、前回も同じように言ったんですけど、そういう資料をここには添付してもらえないの、資料として。
- 森本商工観光課長　　後ほど御相談させていただけないかなというふうに思っております。出す準備はできますので。
- 内山副委員長　　じゃ、お願いしてもよろしいですか、委員長。
- 南委員長　　皆さん、どうですか。副委員長から資料の提出の要請がございましたけれども。すぐに出せるんやったらすぐに出していただきたいと思っております。
- 柳田商工観光課長補佐兼係長　　この評価に係る点数でございますが、各委員ごとに点数をつけているような状況でございますので、情報公開等の規則に沿って出させていただきます。非公開の部分というのも多分出てくるかと思っておりますので、そういった部分を省いた形で、早急に議員の皆様にお示しできるように御用意させていただきますので、よろしく申し上げます。
- 南委員長　　分かりました。個人情報のあるということで、例えば黒塗り

の部分のことでしょう。今その準備ができてないということですね、そうすると。やっぱりそうなってくると個人情報に関わってくる問題でございますので、きっちり整理した状態で提示していただくよう、委員会としてもお願いをいたしたいと思っております。この問題は大事な問題ですので。

○中村委員　普通こういうときには、教育委員会じゃないけど、出てくるものなんですよ。情報公開をしなければ情報が出せない状況で、どうしてこの行政委員会にここで提示して、今、今日しかこれ審議できないわけですよ。その状況で情報公開せな出てけえへんというのは、市民に対してあまりにも失礼やと思うんですよ。少なくともこれを公募して決められたとおっしゃるんやったら、それについて、別に誰がこれに何点入れたのかを私たちは聞きたいわけじゃなくて、委員全体の項目に対する平均点でもいいし、なぜ、今おっしゃっていただいた点数、613点に達したのかというのを、この場で市民に公表する必要というのがありますよね。それを秘密にするとか黒塗りにするとかという、もうその執行部の姿勢、意味が分からないです。これは出して当たり前のもので。今日中に出していただけますか。

○南委員長　中村レイさんの意見も十分理解をできますけれども、例えば個人情報の部分でどういった、具体的にありますか。参考までに。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　通常情報公開の、これはあくまでも情報公開の状況だとは思いますが、どなたがどの点数をつけたかというところがやはり分からないように、例えば総務課長という名前の部分を黒塗りに潰させていただくとかということはあるんですけれども、この項目ごとに点数と合計点に関しては公開情報になっているかと思えます。私どものほうとしても早急に資料のほう取りまとめさせていただくとともに、今後の議会へ提出させていただく資料のことに关しましても、さらに慎重に、提出させていただけるかどうかも含めて、協議させていただきたいと思えます。

○中村委員　今、公表できるのがあるとおっしゃったので、すぐに流していただきたいと思えます。

○南委員長　できるの。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　今すぐですと、こちらのほうでファイルを見え消しにする形、パソコン上で消さなくてはいけない部分ありますので。ただ、今日中にはすぐに。

○南委員長　課長はただいまのあれで、何か課長からのあれというのはいないですか。

- 森本商工観光課長　こちらのほうの選定に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、合計点で判断させていただきます。満点が840点でございます。そのうちの評価させていただいた点が、合計点が613点というふうになっておりまして、評点に関しまして、こちらのほうでしっかりと御回答させていただいたと。口頭になってしまって大変申し訳ございませんが、しっかりと御回答させていただいたというふうに思っております。
- 南委員長　点数のことは、合格点があったということは分かるんですけども、その細目についてでしょう。例えばここが何点でしたよ、何点で、誰が何点じゃなしに、全体的でこの部門が、サービス部門が何点ということだと思えるんですけども。もし、この委員会中にでも出せるのであれば出していただいた上で、採決へ臨みたいと思えるんですけども。
- 仲委員　プロポーザルの方式の中で、最低評価という合計で評価をつけるわけですけど、この常任委員会で評価の点数を審議するということはできないと思えます。ただ、結果を公表するというのは情報公開の下でやってもらえばいいので、今すぐにその評価点を僕は提示する必要はないと思えますけど。
- 南委員長　仲さんの意見はそうなんですけれども、現実に尾鷲小学校の給食のときに当然2社が応募されたということで、その評価については具体的に提示をさせていただいたので、例えば1社であっても、引き続いて特にこういった件が発生した熊野古道おわせにさせていただくということでございますので、僕はやはりそこら辺はもっと大切にしていけないかなということ、出せる点数は出していただきたいと思えるんですけども。僕は仲さんと議論するつもりは全くないんですけども。
- 仲委員　この件で常任委員会をストップさせるような案件ではないと思えます。やはり選定委員会というのはある程度条例に基づいた選定をしておるわけですから、尊重するという中では、結果は公表、個人情報、情報公開の下で結果は公表されてもいいと思えますけど、常任委員会でどうのこうの……。
- 南委員長　だから尊重をする意味でも、別に僕は公表、細かいことまで公表しなきゃならないというのを求めているので、全体的なことですので、僕は委員長として提示は求めたいと思えますけれども。何やったらここで採決を取ってもいいですよ。

(発言する者あり)

- 南委員長　そういう、委員長のあれに対して反論するんやで、結果的には僕は

採決しかないと思うんですけれども。

- 仲委員 委員長に反論しておるわけじゃないですよ。この会議の意見の中で私の意見を言わせてもらったわけですから。
- 南委員長 仲さんの個人的な意見であれば尊重はさせていただきますけれども、何かここでする必要がないようなことを言われてしまうと、慎重に審査しておる委員会として全く不本意でございますので、よろしくお願いします。
- 西川委員 これ、仲さん、今述べられましていましたが、今からこれは採択するやつですよ。後からもらったって意味がないと思うんですけど。僕はその点、南委員長と同じ考えだと思いますけど。
- 南委員長 その資料については執行部のほうが用意できるのであれば、別に出せない資料じゃないでしょう。準備できたら、できたら今日の委員会の採決までに提示していただきたいと思うんですけれども、どうですか。
- 森本商工観光課長 まとめましたものを御提示させていただき準備させていただきたいと思っています。
- 南委員長 どれぐらいかかりますか。
- 森本商工観光課長 紙ベースでも大丈夫でしょうか、お配りさせていただき形。急ぎで作らせていただいて。
- 南委員長 時間的に。
- 森本商工観光課長 10分か15分程度いただきたいんですけれども、よろしいですか。
- 南委員長 分かりました。それでは、市長も不在ですので、休憩を取りたいんですけど。
- 小川委員 皆さんが言われることよく分かるんですけれども、この間の給食の設計のときは、2業者がありましたよね、その総合の点数しか出ていないんですよ、何点何点としか。それで、こっちのほうが点数高いんでここに決めましたとしか載ってないんですけど、これを1回やった後、これからずっとプロポーザルでみんな出さないかなということと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。
- 南委員長 当然慎重に審査していかなあかんと思うもので、できたら、議事進行上、僕は無理なことは言っていないと思うので、委員長の顔は少しは立てていただきたいなと思います。

ここで、今市長も不在ですので、市長が来るまで大体、副市長、どれぐらいで来る、市長。

(発言する者あり)

○南委員長 資料ができるまで休憩をいたします。

(休憩 午前 11 時 07 分)

(再開 午前 11 時 28 分)

○南委員長 それでは、休憩以前に引き続き委員会を続行いたします。

まず初めに、指定管理者選定委員会の結果公表がまとまったということでございますので、各委員の席上に配付をお願いいたします。

(資料配付)

○南委員長 各席へ届いたようですので、今回の指定管理者委員会の委員長であります下村副市長のほうから、指定管理選定結果についての総評をまずいただきたいと思っております。

○下村副市長 先ほど質疑でお答えしましたように、私を委員長とする選定委員 6 名による指定管理者の選定委員会の結果について御説明させていただきます。

委員会では慎重なる審査を実施し、審査結果は採点合計が基準となる合計点数を上回ったことで選定させていただいたものであります。お手元に配付の結果表のとおり、委員 1 人の持ち点 140 点の 6 人分で 840 点満点で、これの 70% が 588 点となり、588 点に満たないものは指定管理者として選定しないということで委員のほうで選定をさせていただきました。

株式会社熊野古道おわせは昨年指定管理者の候補者として選定しましたが、不適切な経理処理があったことで、新たな体制で取り組むものとしていたが、体制が整わないということで、残念ながら仮契約を破棄した結果となっております。しかしながら、同社における事業計画に係る提案は前回においても問題はなく、基準合計点を上回った上で候補者として選定した経緯がございます。問題となったのは不適切な経理処理であり、調査し見直すことで、今後発生しないよう確実に防ぐ新たな体制を構築することが確認できたことから、それを前提に候補者として選定したものであります。

同社は施設運営をすることを目的に設立され、オープン当初の段階から指定管理者として運営に携わっております。来訪者数は多い年で市内外から約 18 万人を超える実績を有しており、コロナ禍においてもできるだけ開館し、7 万人を超える来館者となっております。こうしたことは、同社が地道な運営と PR によってリピーターを増やすといった運営を重ねてきた結果と捉えているところでございます。同

社には正社員、パートを含め13名が在籍しておりますが、プレゼンにおいては、反省すべき点をしっかりと反省し、改善し、役員・職員一丸となって改めて尾鷲市の集客交流拠点である夢古道おわせの指定管理者として、これまで開催してきたイベントを洗い出し、新たな集客事業に取り組むといった熱意を感じたところであり、これまで培われたノウハウ、実績を最大限に生かし、尾鷲市における集客交流の拠点として、そして、さらなるにぎわいの創出の実現をしてくれるものと総合的に判断し、指定管理者の候補者として選定したものであります。

配点につきましては、議会の議決が要ということで、会社役員さんでは、議決をいただければ明日にでも再開したいというお答えもあったんですが、議決をもらうまでは準備ができないということで、それぐらい熱意のある回答をいただいております。

それでは、選定委員会の結果について、担当のほうから御説明させていただきます。

○森本商工観光課長　先ほどお手元にお配りさせていただきました指定管理者選定委員会の結果表のほうでございます。冒頭のほうで合計点のお示しをさせていただいたとおり、満点が840満点中613点の合計となっております。項目としては六つの項目がございます、一つの配点が40点、二つ目に40点、三つ目10点、20点、10点、20点というふうに項目ごとに評点を持ち合わせております。この持ち点の中から各委員さんが評点をしていただきまして、合計点、こちらのほうが1項目めは190点、これは6人の合計でございます。2項目め180点、3項目めが42点、4項目めが95点、の後、36点、70点、合計で613点というふうにさせていただきますして選定のほうに至りました。

○南委員長　選定委員の結果表は以上でございます。

皆さんにあらかじめ委員長として申し述べたいんですけれども、点数の結果について、委員会がいいじゃの悪いじゃのと言うことは避けたいと思いますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

では、審査に入ります。

○中村委員　これの点数を言うんじゃないんですけれども、審査の視点として、この資料2の中で、事業計画について具体的な提案がなされているかというのがこの審査の視点であるということがまず書かれているんですよ。それに対して、今こういう点が出ているというのは、今示していただいてそれで十分なんですけれども、それで、この配っていただいた要旨、事業計画書の要旨が出ていますよね、今回。

その要旨の中で、事業運營業務に関する計画のどの部分が具体的な提案がなされているのか、教えていただけますか。

○森本商工観光課長 指定管理者候補者におかれましては、こちらのほうのいろいろな事業計画を基に説明のほう、御提案のほうをしていただきました。当然のことながら、一式、事業計画から収支計画、管理の部分に関しまして全て提案していただいております。具体的には、従前から進めておりますイベント、取り組んでいただいておりますバイキング等の話も引き続きの部分がございます。当然のことながら施設全体を尾鷲市として温浴施設と尾鷲の食と、これをセットで施設管理のほうをしていただきたいという思いがございますので、そちらのほうに十分回答していただける内容でございました。

○中村委員 全て、それって口頭で答えていただいたということですか。

○森本商工観光課長 申請書には事業計画書等々の書類を出していただきまして、それに基づいて御説明を受けさせていただきました。

○中村委員 それでは、どうしてこの要旨、それをエッセンス、細かくというのか、だらだら書いてあるのを具体的に分かりやすく短く書くのが要旨ですよ。それにもかかわらず、運營業務に関する計画、安全安心と公平・公正を大事として交流施設の適正な維持管理と特産品や旬の情報の発信サービス業としての認識の下、地元住民などの協力を得ながら事業を推進していきますというのが、運營業務に関する事業計画の具体的な内容を示せと書いた、どこの部分がどれに当てやるのか教えていただけますか。

○森本商工観光課長 選定に当たりましては、総合的に判断していただいたものでございます。先ほど申し上げましたとおり、温浴施設をしっかりと活用していただきまして、集客に努めていただく。尾鷲の食を使って展開していただく中で、そちらのほうも当然レストラン経営をしていただくというような提案をいただいておりますので、それを実行していただけるものと捉えております。その中で安定的な施設維持管理、そういった安全安心な施設の取組、具体的にいろいろ御提案いただいたものにつきまして提案いただけましたので、それをもって選定のほうに至ったというふうに私は思っております。

○中村委員 選定に至った経緯を聞いているんじゃないなくて、要旨というのは、これは公表されるものであり、行政執行行為として計画書の要旨、それをまとめて書くものに、まとまってないものを出して、これを基に、僕らはこれを口頭で聞いたからこう評価しましたと。それって業務としてあり得ないんですよ。文章でしか、

出生届も死亡届も文章ですよ。口頭で、頼られましたで終わるのが市役所じゃないでしょう。そやから、これも要旨として公表されるんやったら、提案も要旨を書き込んでください。これは要旨ではありません。

○森本商工観光課長 申請書の中に、それぞれの項目に分けて募集要項のとおり
に計画をもって書いていただいております。そちらの元を説明を踏まえて提案のほ
うをいただいたものでございますので、私ども、概要としてはこういう概要になっ
ておりますが、スペースの都合上、こういう表現になっているものじゃないかなど
いうふうに思っておりますが、提案いただいた内容が包括されて表現はされている
というふうには思っております。

○中里委員 聞きたいんですけども、この指定管理者の選定委員とモニタリン
グ評価調査委員というのは条例で決まっていると言っていましたけど、それはメン
バーが同じですか。

○森本商工観光課長 先ほどの質疑のときにお答えできなくて申し訳ございませ
ん。モニタリングに関しましては、公の施設の条例の部分に関しましての準用とい
うふうにされております。その中で副市長をトップに、政策調整課長、総務課長、
財政課長、教育総務課長が夢古道に関しましてはヒアリングの委員というふうにな
ります。私ども担当課は担当課を除くと、モニタリングに関しましては除くとい
うふうになっております。

○中里委員 モニタリングの評価の委員には入っていないですが、モニタリング
の評価をされる機関としては入られていますよね、担当課のほうも。

○森本商工観光課長 モニタリング結果については、私どものほうでこういう結
果になったという形になっておりまして、ホームページのほうでも公表されてい
ると思っております。

○中里委員 分かりました。

今回点数の指定業者のいい悪いというところも大事だとは思いますが、
その前に市としての管理、指導、今までも含めて姿勢、今の姿勢もそうなんですけ
れども、あまりにも不適切だと感じざるを得ないんですよ。今回のこの夢古道お
わせの休業については、すごい広域からたくさん連絡があって、改めてこの施設の
必要性、尾鷲市としての重要性をすごい思い知らされたなというのがあったんです
よね。それでもう一度、私もしっかり調べて勉強させていただいたんですけども、
その際にすごいたくさんの疑問点が多々出てきてしまったんですけども、教えて
いただきたいことを一つ一つ質問させていただくんですけども、まず、モニタリ

ング評価調査なんですけれども、質疑で言わせていただいたので聞くんですけれども、この目的というのは何でしょうか。

○森本商工観光課長 基本方針がまとめられておりまして、導入目的にのっとり適切かつ確実に公共サービスが実施されているかを確認するため、こういったことをモニタリングを通じてさせていただくというふうになっております。

○中里委員 それだけですか。

○森本商工観光課長 あくまで目的はそうでございますので、項目といたしましては、評価基準と評価項目というものは指定管理者の健全性、施設の有効活用、利用者評価、事業収支、管理運営全般、危機管理体制、地域連携といったような評価項目がございます。

○中里委員 平成30年の政策調整課が出している資料で、尾鷲市指定管理者制度導入施設モニタリング等基本方針というのを見ているんですけれども、こちらにモニタリングの視点というところで大事にされていることが書いてあるんですけど、PDCAサイクルの徹底と載っているんです。こちらを元にこのモニタリング評価を見ると、PDCAサイクルの徹底をどこでされているのかなというのを思わざるを得ない評価なんですけれども、この評価、モニタリングの評価、一番最新は何年度ですか。

○三鬼政策調整課長 お答えいたします。

モニタリング調査につきましては、政策調整課のほうで事務局を取りまとめさせていただいております。基本的には指定管理者の施設につきましては、毎年度、自己評価も含めて担当課を入れて評価をしております。指定管理期間の中間年度にのみ審査委員会を開いて徹底した審査を行っております。ですので、毎年度、いわゆる担当課も含めた自己評価の中で、私たちモニタリングの評価をさせていただいた中で、改善点というものは必ず見つかっております。それは担当課が一番よく把握しているものでございますが、それを踏まえてPDCAサイクルをするためにモニタリング委員会も存在しておりますので、それは少なからずあらゆる面で、今回問題となったところがその中でどういう御指摘があったというところは及ばなかったところもあるとは思いますが、基本的には指定管理の内容について、健全なる施設の運営といわゆるその目的を果たすための事業主体の運営について、PDCAはさせていただいていることは御理解いただきたいと思います。

○中里委員 最新のモニタリングの検査はいつでしたか。

○三鬼政策調整課長 夢古道おわせにつきましては、令和2年度分の評価を令和

3年度に行いましたので、令和3年度分につきましては令和4年、今年に入ってからモニタリングを行いますので、ホームページ等に表示されるのは令和2年度分が最新でございます。

○中里委員　このモニタリングの8月末までにやられるというのは合っていますか。

○三鬼政策調整課長　年間スケジュールはそのように把握しております。

○中里委員　そうなりますと、このモニタリングの評価をされるに当たっての判断基準として、その前の年の令和2年度2月までにされた監査の結果も見ることができますよね。

○森本商工観光課長　監査のほうから、従前から指摘事項としていただいておりますところ、適切に措置できていなかったというふうに私どもは思っておりますので、その点についてしっかり受け止めた上で、今後どうしていくのかを対処していきたいというふうに考えております。実際のところ、従前の定期監査のほうで指摘された注意事項等がございますけれども、それが適切になっていなかったのかというところがございます。ですので、我々としてはそれを踏まえた上で、実際のところどうしていくのかを個別に指定管理者と詰めていきたいというふうに考えております。

○中里委員　それを今この段階で示していただかなくては判断できませんよね。

○森本商工観光課長　不適切な処理というのが経理上ございましたということで御報告させていただきました。

○中里委員　違います。市もその不適切な管理、不適切というか、市の管理方法も不十分だったという部分を市として改善していくという考え、書類にさせていただくということはできますか。

○森本商工観光課長　取り組んでいくことに関しましては、私どもも当然のことながら、指定管理者が定期監査を毎月1回ずつやられるというようなことを言われております。ですので、そういった定期監査のときに職員が出向きましてチェックさせていただくというようなことを考えております。指定管理料と全体の事業がはっきりと分かりにくいんじゃないかというふうな指摘もございましたので、そちらに関しては、当然のことながら協定書に基づきましてしっかりと分けていただきまして、何が何に使われているのかというのを明快に区分けしていただき、この作業をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○中里委員　皆さん言われるように、口頭ですと、やはりぱっと広くみんなが見

たときに分からないので、市は今、この段階で決定してしまうというのも順序としておかしいなと思うんですね。そこがちゃんとして、市の管理体制はこうですというのを示していただいているからの選定にならないですかね。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 市の対応に関しましては、お示ししております監査に関する報告書に基づき、措置の通知という形で、夢古道おわせのほうから提出されました書類を本日提出させていただいておると思うんですが、その中には夢古道のものだけではなくて、尾鷲市の商工観光課に向けても指摘がございました。その分に関しましてはインターネット上でも公開させていただいておる中で、市としての、いわゆる指摘いただきましたモニタリング方針と、先ほど中里委員から御指摘いただきました基本方針にのっとった形での徹底への指示であるとか、現金等のチェックを実施されたいというような指導もございましたので、それに関しましては、尾鷲市としても定期的な会計処理に対する監査を実施していくこと等々を記入させていただいて御報告のほうをさせていただいているところでございます。

○中里委員 ぜひ、議員の皆様もそうなんですけれども、モニタリング評価、あるいは2年度、グーグルで検索すると出てくるので、尾鷲市と入れると、これ、すごいびっくりする評価が載っているんですけど、これって今送ってもらうことはできませんか。出せますか。

○南委員長 答弁したって。できる。答弁は。

○中里委員 モニタリング評価、一番最新、令和2年度というのを流していただけますか。

○南委員長 モニタリングの中身をですか。

○中里委員 ホームページに載っている内容なんですけれども、これを事務局の方から。

○南委員長 分かりました。ホームページに載っておるのを今送ってくれと言うのですか。別に可能ですよね、これは。どう。できるんやったらすぐに送ってもらいます。審査する上においても参考資料として。送ってきました。

○中里委員 3ページの5で管理運営全般というところなんですけれども、経理という部分があります。これは令和2年度なので、そのときの監査にも経理で審査しなきゃいけない内容が載っているんですけども、施設の管理運営に係る収支の内容、指定管理料、利用料金等の取扱いは適切に行われていたか、収支内容等を記載した帳簿を整理しているかという部分にチェックが入っていますね。これはチェックが入っているとされているということになっていると思うんですけども、こ

れを全部含めて大丈夫ですというのが、全部チェックが入ると評価が4、5になるということで、その場合には評価理由を一番下に書いてくれとなっているんですけども、こちらが令和元年のモニタリングの調査の資料と令和2年度の資料でほぼほぼ同じ、コピペしたような内容になっているのもショックだったんですけども、その監査の指摘事項を一個も評価していなかったんだというのが分かるような内容になっているのが、これはひどいんじゃないかなと思いますね。評価理由、令和2年度で、夢古道おわせは平成19年の開店当初から管理運営を担っている株式会社夢古道おわせの尽力により、本市の地域資源を活用した集客交流施設として中心点、役割を果たしている。この部分というのはその評価に値するとは思うんですけども、繁忙期が休館時期となったとなったことが大きかったので少し赤字が出ているというのも書かれていますが、監査が指摘されていた帳簿の処理、公的な部分と私的な部分の帳簿の処理がもう少し協議していくべきだということを監査で書かれているんですけども、これはどうしてこういったことになるんですかね。

○森本商工観光課長 モニタリング調査の中でこういう評価になってしまって、結果的にこういうトラブルを招いたという部分は十分認識しておる中で、しっかりと精査していかなければならないという中で、こちらの聞き取りの中で我々としてはさせていただいたところがございます。ただ、実際のところ、細部まで見通せてなかったというところが問題点というふうになっております。ですので、我々としてはその細部に至るまでしっかりと目を通すというようなことを念頭に、今後努めていきたいというふうに思っております。

○中里委員 思いは分かるんですけども、やっぱりかなりこれは重要なミスというか、不適切な審査、評価になると思うんですよね。近隣市町の監査やこういう評価表を見ても、ここまで監査等評価の違いが表れているところって見つけれなかったぐらいなのでびっくりしているんですよね。なので、やっぱり口頭で、今回こういう思いでこうやって改善していきたいと言われるのではなく、市としてどういうふうに管理業務に関わっていくかというのを明確に出してもらえませんか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 市としては、一応私どもの今の考え方としては、少なからずとも四半期ごとには定期的な監査を実施したいなというふうに考えておりますし、その内容といたしましては現金出納の、現金の部分の出し入れがしっかりしているか、請求書に基づいてちゃんと支払いがされているか、一つ一つの伝票も含めて監査のほうを実施したいと考えておりますし、あくまでも市のほうとしては四半期というふうにしておりますが、プロポーザル等々のお話の中では、熊野古

道おわせさんのほうでは社内での定期監査というものは毎月やられるということでございましたので、ぜひその部分に市としても関わらせていただいて、毎月でも確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○中里委員 思いは分かりました。なので、今ホームページでこの熊野古道おわせの場所は休業していますとなっている部分に、その一筆をしっかりと書いていただいて、市民の皆様それぞれにしっかりと知っていただいて、市と会社でこういうふうに関わっていきますというのを表していただきたいんですけども。

○森本商工観光課長 先ほど申し上げましたとおり、定期監査における監査の指摘事項という大変厳しい指摘をいただいております中で、担当課としての回答をさせていただいたところでございます。こちらのほうをしっかりと履行する覚悟でやっていきたいと思っておりますし、今後モニタリング調査につきましても、こういった結果を招いてしまった、それを前提に、それを反省を踏まえて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中里委員 繰返しになるんですけども、しっかり見やすいように、市民の皆さんが見やすいように、どこかにしっかり示していただきたいと思っております。

○森本商工観光課長 指定管理者と議決をいただきましたらしっかりと話し合いをさせていただいて、この場の意見を議論させていただくものも当然場を設けさせていただくなり、しっかりと調整させていただきたいと思っております。

○中村委員 この要旨の中の収支計画書というのがあるんですけども、その中で指定管理料 928万6,000円の支出の内訳のほうに、特産品200万、情報発信200万、施設維持管理費2,500万のうちの500万が、この今回の尾鷲市からの公金ということをお聞きしたんですけども、これも本来なら、ここにちゃんとどの部分、この2,500万のうちの500万が公金であるということをお知らせすべきですし、それと、これからが質問ですけども、この管理料に関する協定書、もしくはその施設維持費と管理費の、明確にこれは使える使えないというのはどの部分で示されていますか。

○森本商工観光課長 指定管理料につきましては、本協定結ばせていただいた中で、これが指定管理に当たる当たらないという部分もしっかりと詰めさせていただく部分がございます。928万の指定管理料につきましては、あくまで上限価額として設定させていただいた上で、この部分で何ができるのかという部分を事業者にお聞きいただいたものでございます。そういった中で、実際のところ、私どもが想定しておる部分で提案いただいたというもの、特産品普及開発が200万、情報発

信事業が200万程度、維持管理が500万程度というふうに御提案いただいたものですから、これをもって御提案を受けたところでございます。

○南委員長 間もなく昼の正午ですので中断いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○南委員長 正午を過ぎましたけれども、会議を続行いたします。

○中村委員 と、今言われたということは、今回初めて特産品に200万、情報発信に200万、そして管理費に500万という上限を設けた公金というのが今回決まったことですか。

○南委員長 課長、しっかり答弁お願いします。

○森本商工観光課長 御提案いただいた内容がそういったものということでございます。

○中村委員 普通、こういう公金を扱うときにはすごく明確な規定があって、どの部分には使える使えない規定というのがしっかりしているんですよ。それで、提案があって上限ここまでという、そのやり方で今までどおり、何が違うのかがよう分からへんのですけど。それで今まで経理がくちゃくちゃで、公金部分と交付金じゃない部分が分からへんって、今回も、上限ここまで、500万までは何に使ってもええけど、500万を超えたらあかんよというその線引きが、提案でそんなもんは決めるもんじゃないんですよ。本当に、国でも違うところのこういうお金を取りに行ったことが、もちろんプロやからあると思うんですけども、すごくきっちり決められていて、それに満たへんかったら、500万を超えへんかったら返してくれみたいな。そやから、何に使えるかの提案があったから上限200万まではオーケーですみたいな、そんなやり方というのはないですよ。

○世古商工観光課係長 今回新たに議決いただきまして、指定管理のほうを熊野古道おわせさんと結ばせていただけることになりましたら、実際、今のところ準備しているのが、どの部分が指定管理料の費用として充てられるか、どの部分が認められないかというところを整理させていただいておりますので、そちらで、まだ準備段階ではありますけど、確定ではないんですけど、整理している段階で、そちらのほうで対応はさせていただく、協定のほうにも載せられるのであれば載せていくような形で考えております。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 指定管理がそもそもいろいろな形がございます。

今回のこの夢古道おわせの指定管理に関しましては自由裁量という形で、応募者のほうがいろいろ事業を組立てして御提案をいただくような形になりますので、市からこちらの事業に関して、例えば特産品に関しては200万まででやりなさいねというような指定というのはせずに、それぞれの事業者様の持っているスキルを生かして事業の提案をしていただくという形になりますので、市からこれぐらい、この分野に関してはこのお金でお願いしますというような指定をするようなプロポーザルではないというのを1点御理解いただきたいなと思うことと、もう一点、指定管理料の対象経費に関しましては、プロポーザルの際の資料の中の一つに判断基準というような基準書のほうをつけさせていただきましたので、その中では、例えば光熱水費に関しては対象外であるよとかというようなことに関しては、事業者のほうに分かる形で明記させていただいておるような状況です。

以上です。

○中村委員　今回の会計監査でそれはやめたらどうですかと、そんな分かりにくいことはもうやめたらどうですかと言われてますよね。ちゃんと分けなさいと。それが、自由裁量が諸悪の根源で、今ちゃんと今後仕分けるって言っていただいてちょっと安心したんですけども、本来は募集要項に書かれるべきやし、協定書でびっちりどの部分、自由裁量が多過ぎるということに対して監査、監査は何やったんですか。非常に監査に対して失礼やと思うんですけども。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　説明が明瞭でなくて大変申し訳ございません。

まず、この予算に関しての項目といわゆる決算とは別というふうに、大変申し訳ないんですが、ここでお考えいただければなと思います。予算に関しましては、いわゆる200万であれば200万という形で、その中で執行して、当然予算の中の流用とかも認める中で執行していただくと。執行していただくことに関しましては、当然経理に関しては、例えばこれまでのような不正な経理がないようにしていただくのと、当然指示のありました指定管理の部分と指定管理じゃない部分をしっかり分けて仕分をなささいという部分は守っていただくという形になりますので、自由裁量で予算を勝手に使ってもいいというようなわけではなくて、しっかりとした経理があった上で、この事業の組立てをしていただきたいというような形でプロポーザルのほうを実施したというような形でございます。

○中村委員　特産品普及事業と情報発信事業を200万というふうに区切られるんやったら、その流用ができるとか、それを管理費に回せるとか、本来ありませんよ。だって、そんなことをしていたら、本当にそれを見ていくほうが見ていかれ

へんし、経理するほうもしていかれへんじゃないですか。公金は枠を決めて、自分の稼ぎやったらどういうふうに使われてもそれはそれですけども、公金を入れていく場合に、何々についての予算は何々で使ってください、例えば、普通3分の2助成とかで公金が100万入ったら、50万は自分ところで稼いだ分を入れてくださいというのが基本であって、ここの助成金が、枠が200万あって50万しか使えんへんかったら、その後150万は違う科目に回せるなんていう、基本そういう助成金というのは管理ができないでしょうと。それがずっと、管理ができひん、十何年間も毎年、熊野古道に言われやんでも、担当課にそういう注文を必ずこの監査でつけられていますよね。それを今回直しなさいと言われてるんやから、直した発注をかけるべきで、またしても流用可能やったら枠がないのと一緒にじゃないですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　この流用、いわゆる枠に関しましては、あくまでも、大変申し訳ございませんが、自由裁量の中で当然動いていただいて、新しい事業、新しい社会現象が起こったらそちらのほうへ流用として、お客様に楽しんでいただける、たくさん集客できるようなことをしていただくというのがこの指定管理の、いわゆる柔軟な民間の力を使った利点であると考えております。ただ、一方で、議員おっしゃられるとおり、それが本当に指定管理たるところに使われているのか、ちゃんとした経理がされているのかというようなチェックに関しましては、市のほうとしても大変重要なことであると考えておりますので、会社が行われる監査に同席させていただいて、市のほうとしてもきちっとした支出がされているのか、内容は大丈夫かということ監査するとともに、もしそれが対象外のようなものであれば、既に支出されていたものであっても対象外であるというような指示をするというようなことを心がけていきたいと考えております。

○中村委員　管理費が、交付金500万あったとしたら、サウナを直せるんじゃないんですか。これを違うところに流用していくから、中がどんどんそせていっても直っていかないわけでしょう。優先順位として、お客様に対する公平性や安全安心、そして気持ちよく使っていくために、温浴施設の一番大事なところは、来ていただいた入浴客に対して満足して帰っていただくことですよね。新しい商品開発に900万使ったから何もできませんでしたという、そんなのってないですよ。どうして自由裁量で勝手に中身の予算を好きにいじくれるような、そういうことをされるんですか。だから、私、一番最初に、この応募を出すときに、まず条例を変えてくださいとお願いしましたよね。罰則規定を設けてくださいと。そして、中身もち

ちゃんと分けて出してくださいとお願いしましたよね。今後、サウナは直らない、何も直らない、尾鷲市から年間900万出しているけど、それは自由裁量でどうでも使えるって言ったら、きっと市民の人は怒ると思うんですよ。いやいや、サウナを直してほしいと。それについてどうお考えですか。

○森本商工観光課長 サウナに関しまして、今御利用できない状態でございまして、それに関しては大変申し訳なく思っていますし、利用者の皆様の御期待に応えることができないような状況になっておりますことをおわび申し上げます。

そのサウナの件でございますが、調査しましたところ、割かし高額な費用がかかるようなことが予想されます。協定のほうは、10万円未満の部分に関しましては指定管理者が、それ以上かかる高額な施設の修繕等々につきましては、市のほうが責任を持って対処するというようなものになっております。ですので、その500万がサウナ云々ではなしに、実際維持管理の中には、御提案いただいた中には光熱水費等々で設定されているところがございまして、一部小修繕の部分は修繕費として提案のほうはいただいておりますが、高額な部分に関しましては市が責任を持ってさせていただくということになりますので、御理解ください。

○中里委員 今、中村委員と担当課長がおっしゃられたような数字を入れた、しっかりした図としての計画として出していただけないんですか。

○森本商工観光課長 実際のところ、様々なところが修繕箇所等々ございます。もう15年経過して経年劣化も出ております。ですので、これを今新たに臨もうとしているところでございまして、そちらのほうの修繕計画等もございますので、しっかりとそこの部分を、どこが一番問題なのか、どこを直していくのか、マージンを取ってここを修繕していくのかという部分の話合いを進めていきたいというふうに思っております。

○中里委員 それをされたのではないんですか、今の段階で。

○森本商工観光課長 大きくは把握しておりますけれども、予算の限りがございますので、来年度予算等も踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

○中里委員 予算の限りはもちろん分かるんですけども、そういった具体的な内容をもっと詰めて話をされたのではないんですか。

○森本商工観光課長 実際、サウナは当然故障しております。そういった大きな部分についてどうするのかというのは、もう既に協議は進めておるところで、仮協定させていただきましましたので、どうするのかという話はさせていただいているところでございまして、実際のところまだ本協定のほうを結んでおりません。本協定に

基づいてどうしていくのかということになると思いますので、また予算等必要になるときはお示しをさせていただけないかなというふうに思っております。

○中里委員　　議会はもちろん予算に基づいての判断かもしれないんですけども、執行部のほうとしては、そういった計画を基に具体的な案や数字を見て判断されたのではないんですか。

○森本商工観光課長　　先ほども申し上げましたとおり、経年劣化が進んでおりまして、様々なところ、どこが直すのかというのは全体をもっと把握する必要があると思っておりますので、もし議決をいただきましたら、その点を指定管理者と併せてお話しを進めていきたいというふうに考えております。

○中里委員　　今の段階でそれをされてないんですか。

○南委員長　　まだ契約はされてないで。

○中里委員　　契約ではなくて、修繕箇所の話合いとかお金の部分とかの話合い、具体的な、そういった修繕、改善。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　修繕箇所等に関しましては、当然これまでも熊野古道おわせさんが指定管理されておるときに関しても、悪いところというのも当然お聞かせいただいておりますし、私どもも現場を見せていただく中では、ちょっと外壁が傷んでいるなであるとか、ガラスが割れているのであるとか、そういったところの状況のほうを把握させていただいております。修繕箇所に関しましては、当然熊野古道おわせとも、現に指定管理者をしていただいている事業者さんのお声もお聞かせいただく中で、事業の計画というのを立てさせていただくということになるかと思っておりますし、それはもう従前どおり実施のほうをしておりました。

ただ一方で、やはり修繕をするに当たっても原資のほうが必要になってまいります。限られた予算の中で、優先順位をある程度つけた中で事業のほうを展開しておりましたが、それがなかなか、先ほどお話がありました、サウナのところまで行き届いてなかったというような現状もございます。当課といたしましては、今後、十数年たってきた施設でございますので、一度修繕に関して大きな動きもしなきゃいけないかなということも考えておりますが、当然のことながら一般財源だけの修繕というのは難しいぐらいの金額になってくるかなということも考えておりますので、熊野古道おわせとも、今後とも、指定管理を受けていただいた後にもなりますけれども、調整を図っていく中において、大きな修繕も含めた、いわゆる補助金等のことも考えた上で、事業のほうを今後組み立てさせていただきたいと考えております。

○中里委員　　今たくさんおっしゃっていただいたことを全部計画書として出していただけたら、こんな長々とお話ししなくて済むと思うんですね。そこで判断されたのかと思っていたんですけれども、そこはちょっと置いておいて、市長にお伺いしたいんですけれども、前回の議会の中で、行政常任委員会でこの夢古道のお話をされたときに、市としてのこの件についてけじめを取られるとおっしゃっていたんですけれども、今計画は、こういうふうにされています、こういうふうにされていますと口頭でいろいろたくさん担当の方がおっしゃってくださっていましたが、そういった細々とした内容を盛り込んだ計画書を基に言っておられると思うんですけれども、判断する議会側としては、やっぱり計画書が見えていないので、措置状況で私たちのほうには判断してくれという感じかもしれないんですけれども、それではよく分からない部分がたくさんありまして、市長としては今回の件、こういった計画、計画書、管理運営、どういうふうに行動していくかなどを含めたけじめというのをどうやって取られるんですか。

○加藤市長　　けじめというのがよく分からないですよね。ただ今回、要するにこういう事象が起こったことに対して、仮契約を破棄したという事実はございます。これも一つですよ。ですから、今回きちんとした、要するに企業のほうから、事業者のほうから、やはりまず第1に、こういう問題については何がどういうふうになったのかという事情をあれして、経緯をあれしながら、それからあと、事業者としてこういうことを決断するんですか。要するに、事の起こりから事の結果に対して、それを一応、それが事業者としてのけじめはつけていますよね。その中で尾鷲市としては、今回は指定管理から仮契約を外したわけですから、その後、きちんとした報告なり何なり、事の起こりからてんまつから、それから結果どうしたのか、向こうがいて、改善策がどうなっているのかということ吟味した結果、指定管理の候補としては一からやり直すということを申し上げた。それで、やったと。その中に該当するか否かということについては、その期間がありますから、該当するか否かについては、当然我々としては事のてんまつから結果、それから改善策をどういうふうにして考えているのか、その中身を調べた中で、これだったら十分参画できるなというようなことで参画してもらったという話だけです。けじめ云々というのは、事の成り行きをきちんと判断しながら対応しているというところですよ。

○南委員長　　審査が長引くようでございますので、ここで昼食のため休憩を取りたいと思います。再開は午後1時40分からといたします。

(休憩　午後　0時19分)

(再開 午後 1時38分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

引き続き、商工観光課の付託議案の審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○加藤市長 休憩前に中里委員のほうから、けじめという言葉がございましたので、これについて御説明させていただこうかなと思っております。

今回の出来事というのが、不適切な経理処理でもって3月24日に行政常任委員会を開かせていただいて、4月1日に指定管理の選定するに当たる上程を取り下げさせていただいて、3月23日で4月1日からの仮契約についても一応破棄させていただいたと。

その際に、私としては、そういうことの中で、要するに改善実行できる体制が現在では整っていないと。だから、本年4月以降の休業もやむを得ない。しかし、公の施設の指定管理業務は適正な管理をもって実施することが基本であり、今回の事案に対しては厳しい態度で対処したいと。厳しい態度で対処したいということは、相手に対してきちんとけじめをつけてもらうという、そういう内容であると私は思っております。そういった中で、今回、先方、事業会社に言ったのは、まずはやっぱりてんまつをきちんと報告してくれと。それに対する、そのてんまつに対するいろんな課題を改善策として示してくれという話の中で、きちんと示していただいたと。示していただいたので、今回のこの不適切な経理処理については、我々としては、一応反省の余地は十分あるし、新たな形で4月から受け付ける公募についても参加の許可を出したと。そういった中で、現状、現地視察、何社かあったんですけども、最終的に審査会では1社しかなかったと。それで、その審査会のヒアリングの中できちんとした70%以上の点数を取れば、市としてはこれを指定管理者に選定するという形で今回議案として上程させていただきましたので、その辺のところを十分御認識していただいております。

なお、過去の問題とかいろんな現状の課題については、まだ今現状では協定書も全然結んでいないわけなんですね。結んでいないんですから、何もこれを今から議論をどうのこうのするというようなことは今現状ではできないと思います。しかし、協定書を結んだ暁には、こういう御指摘の過去の問題とか、現状の施設上の課題とかいろんなことも考えていきながら、市で対応すべきところ、あるいは事業者が対応すべきところ、あるいは両者で対応すべきところをきちんとした形で、要するに

協定書を結んだことをスタートにしながら考えていきたい、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○西川委員 僕もこの件、聞いてからかなり調べてきました。執行部のほうにも資料を頂戴と。ところが、出せませんという答えでしたね。それで、僕は調べる限りいろいろ調べてきたんですけど、調べれば調べるほどおかしな点がたくさんありました。また後日お伝えしますけど。

そして、審査会までは他の2社がいたということですね。ほかの業者が。間違いありませんか。

○森本商工観光課長 現地説明会には、申請の締切りまでに現地説明会のほうを開催させていただいたところでございますが、3社のほうの方が見えていらっしゃいました。

○西川委員 その3社の中の来なかった2社の方たちを呼び込むために、市としてはどういう努力をなされましたか。

○森本商工観光課長 こちらのほうの夢古道おわせにつきまして、指定管理という形の募集をさせていただくものを広く募らせていただいたところでございます。ですので、実際のところ、こちらのほうの現地説明会に参加していただけたということが広く周知できたものということで捉えているところでございますし、その現地説明の中で、どういった施設なのか、これまでの経緯があるのか、どういう集客があったのかというようなものを、施設の紹介等、きちんと説明させていただいた上で、申請のほうを検討していただけるものと私どもは捉えておりました。

○西川委員 もし、そこでもっと頑張って、これと同じのがあと2枚そろって、その中の点数で夢古道が決定というんだったら納得いきます。だけど、この選定委員会のメンバー、市長が例えばここだという、プロポーザルが一番付度できますよね、プロポーザルというのは。その中で、市長がこれだと言うたら、多分、いや、それは僕は反対ですと言えるのは、喉の太い三鬼君ぐらいしか言えんのかなと思うんですけど。

○加藤市長 そんな仮の話で、私はそんなことを言ったこともないですし、そういうことでもってこうあれするという、その仮の何か御意見、あるいは御質問に対して、私はおかしいと思います。私は今回、この件については、西川委員がおっしゃっているような、そういう態度も素振りも全然見せたことはございません。

○西川委員 だから、プロポーザルという方式が一番付度ができるんですよ。大体一般公募入札でやれば、じゃ、これは1枚だけじゃなく3枚やったかもしれませ

んよね。そういうところを言うだけで、市長がここをしろと言ったということは僕は言っていません。ただ、プロポーザルは付度ができますよということを書いておるだけで、これ、市民の人で、もしこのままいったら納得しない人もかなりいると思いますけど、取りあえず僕はこれだけにしておきます。

○中里委員　西川委員の発言内容の中で、現地視察に来たほかの2社がどうしてその後申請に至らなかったかの理由って伺っておりますか。

○森本商工観光課長　実際のところ、お電話をいただいて御辞退とかという御連絡等もございましたのですけれども、実際のところ申請に至らなかったという事実でございまして、我々としてはしっかりと公募させていただいた上で、御検討いただいた上で、現地を見ていただいた上でこういう結果になったということでございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○中村委員　今さっきの市長のけじめのお話なんですけれども、24日に市長は改善計画書の提出をもって5回も言われているんですけれども、今回改善計画書を厳しく評価されましたか。

○森本商工観光課長　改善策につきましては、こちらのほう、先ほども資料として提出してさせていただいたとおり、はっきりと明記していただいているものでございます。そちらのほうに関しましても、選定委員会の中でこういった資料が提出されていると、それではっきりと答えていただいていると。これを履行されるのかという話は再度お聞きしまして、履行するというふうに回答いただいております。

○中村委員　措置の現状報告書と改善計画書は同じものですか。

○森本商工観光課長　私どもが求めているのは改善のほうでございまして、改善策を示していただいているものと捉えております。

○中村委員　措置の状況報告書は改善計画書ではないですよ。改善計画書というのはちゃんと時刻表というのか、タイムテーブルというのか、いついつまでにこういうことをこういう組織でこういうふうにやり上げるというのが書かれているのが改善計画書ですよ。措置に対する状況報告書というのは書かれたことだけですよ。この監査において、事業計画書及び事業報告書において明確に区別し、具体的に明瞭な記載を求める、事業計画書についても明確に区分し、具体的に明瞭な記載を求めるというふうに今回の監査で指摘されていますよね。別に金銭だけではないんです。改善計画書というのは、運営に当たる全般全てにおいての改善計画書ですよ。どういう認識ですか。教えていただけますか。

○森本商工観光課長　選定に当たりまして、申請書の中で事業計画書のほうを提

出していただいております。いろいろ収支計画等も当然提出していただいていると。午前中のほうにも御回答させていただきましたが、それを総合的に判断しまして選定させていただいたものでございます。ですので、改善におきまして、これが履行されるものかどうか、全部ひっくめて総合的に判断した上で御選定させていただいたので、御理解のほどお願い申し上げます。

○中村委員　それで、最初のこの事業計画書の要旨に戻るわけですよ。ここに、上記の役割を推進するに当たっては安心安全と公平公正を第一として、交流施設の適正な維持管理と特産品や旬の情報の発信、サービス業としての認識の下、地元住民などの協力を得ながら事業を推進していきますというのが事業計画書の要旨、明瞭に具体的にと書かれているにもかかわらず、そして、要旨というのは明瞭に具体的に何についてどうするかを書いてあるものなんですけれども、こんな抽象的な書き方で、計画書として本当に今までと何が違うのか。これ、問題があったと自ら認めた企業ですよ。そして、市民の税金が投入されるということですよ。もっと私たちは真摯にこの問題に取り組む必要があると思うんですけれども、これでも明確に具体的に記載されているとおっしゃいますか。

○下村副市長　その辺につきましては、選定委員会のほうでも委員の質問の中でいろいろさせていただいております。そういった中で、役員及び従業員のコンプライアンスとガバナンス徹底のための外部人材の登用とか、そういう細かい話までいただいております。委員御指摘の案件につきましては、我々もこのことについて、詳しくはどういうふうにされるんですかというようなことをお聞きさせていただいております。そういった中で、外部人材とはどういうことですか、誰を想定しておるんですかというようなところまで質問はさせていただいております。ただ、議決後、協定を結ぶまでは、はっきりこの方とかということも言えない部分もあると思いますので、内容につきましてはやはりそういうふうに、会社側としても今回の案件を重く受け止めて、改善策という形でいろいろ考えてこられたということを我々は理解したものであります。

○中村委員　市の条例の中に、尾鷲市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例というのがあるんですけれども、その中に、協定の締結について、協定の締結の内容が記されているんですよ。そこで、今さっき市長が、まだ契約も決まなくて締結書は今からやみたいなおこととおっしゃったんですけれども、ここに書かれている以外の協定は結べないわけですよ。もう条例で決められているわけやから。そやから何回も、私が言ったように、まず条例をどうして変えられないん

ですかと。条例を触って、条例で協定書の内容を変えて、そして、条例で罰則規定をつくって、そして明確な事業計画でものをやっけていかなない限り、何回やっても同じようなことが違うところで勃発してくる可能性はありますよね。今回も、見た、見た、聞いたとおっしゃいますけれども、全て明文化して提出していただきたいと思います。

○森本商工観光課長 問題点等ある部分につきまして、文書で回答させていただいておりますし、資料としてもつけさせていただいたものでございます。ですので、協定に関しても履行されていなかった部分、いわゆるしっかりとした処理がされていなかったという部分について、我々としては、協定の中に基づいて書かれているのにもかかわらずそれがしっかりとされていなかったという部分は、私どもとしても大変申し訳なく思っているところございまして、次の協定で結ぶ際にも、そういった履行されていない部分、こちらをなくしてしっかりと取り組んでいくというふうに双方で合意して進めたいというふうには思っております。

○中里委員 事業計画書は契約解除前と後でどう変わっておられるんですか。

○南委員長 もう一度。

○中里委員 事業計画書を市のほうでは確認されていると思うんですけども、そちらは以前の契約解除前と、あとこの選定のときとでどう変わっている部分があるんですか。

○森本商工観光課長 事業計画につきましては、こういった事態に陥ったものが因とはなっておりません。要因となったのは、あくまで問題となった課題があった、いわゆる不適切な部分、これを改善していただけるものが大前提でございました。ですので、事業計画としてはほぼ同じような考えを持っていらっしゃいます。これまでの実績同意もしていただいているとおりでございます。ですので、昨年12月のときに、こういった形で選定させていただきましたというふうに御報告をさせていただきました。ですので、問題となった不適切な部分、こちらを改善していただくということが問題でございましたので、事業計画が何が変わったのか、これが変わったのかという話ではないというふうに捉えております。しっかりと事業計画を立てていただいたものを、次期計画書どおりに実行していただける、こちらの提案をいただきましたので選定をさせていただいたものですので、御理解をいただきたいと思っております。

○南委員長 午前中からいろんな審査の議論を聞いていますと、委員長としては、答弁、質問が最終的には堂々巡りみたいに感じてきております。だから、先ほど市

長が最後で、昼一で報告していただきましたように、市長としたら、やはり仮契約を破棄したということは、僕は厳しく対処したけじめであると委員長としても理解はいたしております。その上において、市長はてんまつ報告と改善策をしっかりと示していただいた上でよしと判断したので、指定管理の公募の募集を受けたというようにお話で、最終的には現説には3社見えたようでございますけれども、最終の申請は1社しか来なかって、なおかつ副市長をトップとする指定管理選定委員会の中でも6人、課長を踏まえて、総合点数が840点中613点、合格点が588点という厳しい審査を経て合格決定がされたものと、委員長としては理解をしておるところでございます。

そういった意味で、今回改めて議案として補正予算、あるいは指定管理の指定についてという議案が5月24日に上がってきております。少し話は長くなりますけれども、平成19年にスタートした夢古道おわせから20年の温浴施設ということで、多いときで延べ20万人の来訪者が見えて、熊野古道センターも合わせたら30万以上の方が御移動をされてきたのも現実であり、この約2か月間にわたる休館というのは、ゴールデンウィークを挟んだ当時の集客交流策にとって大きな大きな痛手でございます。このウィークで古道センターがいろんなキッズの子供たちのイベントを開催して1週間で約7,300人の来訪者が見えて、そのうち古道センターの職員の方々に、なぜお風呂の温浴施設はやっていないんですかという問合せは100件近くあったと古道センターの関係者の人に聞いております。私としても一日も早くお風呂の再開と、ランチバンキングを含む食の戦略等も本当に速やかに進めていきたいと思うのが本音でございます。よって、このお風呂の温浴のスタートというのは、仮に今日の議会の議決が通ったとすれば、いつぐらいから温浴がスタート、ランチバイキングのほうはいつ頃からスタートできるようなまだ段階までに話が詰めていないんですか、まだ現時点で。

○森本商工観光課長 早期に営業できるように、運営できるように提案の中でも聞き取りをさせていただいた中で、本当にそれは喫緊の課題というふうにお話を伺っております。実際のところ、5月中は難しいかも分からないですけれどもというお話もありながら、早期に開業していただけるというふうに思っております。バイキングのほうなんですけれども、いわゆるレストランというふうに提案がございましたけれども、同時に、実際のところ、本来であれば大事なんですけれども、実際のところ、まだ協定のほう、いわゆる契約のほうを結ばれていない中で、お話を進めることがなかなか難しいところがあるというふうにお話を伺いました。です

ので、その点、早急に同時にできるのか、もう少し遅れてしまうのかという点はあるかとは思いますが、温浴のほうは早期の開業、6月のほうに入ったらできるだけ早期の段階でというふうなお話を伺いました。

○南委員長　　そういったことでございます。そういったことを踏まえて再度、質疑をお願いいたします。

○中村委員　　早急に営業したいというのは誰でも一緒なんです。ただ、市民のみんなが聞きたいと思っていることをちゃんと丁寧に情報公開として説明していただきたいと思います。今、市長が、仮契約を破棄したことがけじめやおっしゃいましたけれども、この前担当課から、公金の不正使用はなかったとおっしゃいましたよね。お答えいただきたいんです。

○森本商工観光課長　　指定管理料として適正に使用されているというふうにお答えさせていただきました。

○中村委員　　それでは、この会計監査の書かれていることに間違いがあるということですね。公の施設の指定管理業務において厳に慎むべき不適切なものであり、適正・適切な処理への是正を求める。この是正を求めるという言葉ってすごい重いんです。現金支払いで領収書がないものが複数あり、この会計監査は公金の部分の監査ですよ。公金の部分の監査で、現金支払いで領収書がないものが複数ありと書かれ、適切な処理への是正を求められているにもかかわらず、指定管理部門において公金の不正使用がないっておっしゃるって、これ、どっちが正しいんですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　会計監査のほうに関しましては、私ども商工観光課としても再度確認をさせていただいて内容を精査した結果でございますが、領収書等に不備があったものに関しては、いわゆる指定管理に係るところの費用のものではございませんでしたので、御理解のほどお願いいたします。

○中村委員　　それでは、どうしてその部分が会計監査で、会計監査の部分というのは公金の部分のみですよ。その部分に領収書がないものがあり、公金でない部分の会社組織には手を突っ込めないですよ。お答えいただけますか。

○森本商工観光課長　　定期監査の際に求められた提出資料等々を確認していただく中で、領収書が存在しない部分が散見されたということでございますので、そちらのほうはあくまで指定管理の公の施設の事業の中で行われているという観点から、私どもは資料として提起をさせていただいて、私どもも担当課として確認をさせていただきました。

○中村委員　　ということは、公金が不正に使用されていたということを確認され

るということですよ。

- 森本商工観光課長 公金ではございません。
- 中村委員 明確な資料を出していただけますか。それが公金でなかった、それならばこの監査が間違っていた、こっちのほうを直しにいかなあかんということですよ、直されるんですね。
- 南委員長 中村委員、監査の公表が間違っていたなんて、これまでの不適切な発言だと思いますので……。
- 中村委員 いやいや、そう言われたじゃないですか。
- 南委員長 それは我々執行部に対してはいいですよ。監査が法律に……。
- 中村委員 と言われるんですかと聞いているんです。
- 南委員長 法律に基づいて公表した形でございますので、これが間違っていると決めつけるのは不適切な発言だと思います。
- 中村委員 いや違う。私は間違っていないと信じているから、執行部が、公金が不正に使用されていないって言い切るんやったら、どちらが正しいんですかと聞いているんです。私は会計監査が正しいと信じています。
- 南委員長 僕も当然会計監査の監査報告は正しいと信じております。それは当然です、これは。当然の形です。
- 中村委員 そやから……。
- 南委員長 発言は挙手してお願いいたします。
- 中村委員 そやから、それについてはっきりさせてください。
- 南委員長 課長、監査報告のこれが書いておるやん、ちゃんと。それを説明してもらったら、そのところ。不正ではないですよというところ。
- 森本商工観光課長 こちらのほうに関しましては、指摘事項の中で、御指摘にありました指定管理業務における不適切な経理業務についてということで、その部分について御回答のほうをいただいております、不適切な部分があったというふうに表現されているところでございます。私ども、先ほどお答えさせていただいた部分につきましては、指定管理料に関しましては適切に使用されているということでございます。ですので、公金、公金と言われる部分がございませけれども、その指定管理料の部分は公金というふうに思っております。事業の全体の施設の管理運営の事業を実施していただく中で不適切なものがあったということで、それを是正するというふうにお答えいただいているところでございます。
- 中村委員 それならば、どうして仮協定を破棄する必要があるんですか。公金

が不正に使用されていないならば、ほかの、例えば会社があってこの部分の公金がまともに使用されていて、違う部門のところで使い込み、不正使用があったからといって、ここの部分が全く公金に不正がなかったら、仮契約をけじめをつけて破棄する必要は全くないですよ。

○村田委員　　今中村委員の議論を聞いておって、監査のほうから不適切という言葉があったんですけれども、それは公金も含めて、その会社として経理上不適切な部分があるという御指摘を受けたと私は理解しておるんです。それで、公金は使われておったら大変なことですから、執行部としてはいろいろ精査をして、きちっと検査をした結果、公金に手をつけられていなかったということであって、それは会社の金を使い込みというようなこともあったんだと思います。

それで、なぜ契約を破棄したのかということについては、公金、公金じゃないに関わらず、経理がきちっとしていない、そういう体制のところ指定管理者としてやっていくというのは、これは行政としてどうなのかということで私は契約を破棄したんだと思いますよ。ですから、もっと言わせてもらうなら、先ほどから議論がいろいろありますけれども、業者がそういう不適切と公金をひよっとしたら使い込んでおるんじゃないかというような疑いを持たれるような訳の分からない経理をしておったと、それが発端なんですよ。それで、監査はそれを指摘した。それで、執行部で調べたところ、公金には手をつけていなかった。しかし、これは指定管理をする会社にとって、そういうあからさまにおかしいという経理をするような会社に指定管理なんかできないですよ。ですから契約を破棄したということは、これは全く間違いでないし、そして、先ほど来から議論をいろいろされておりますけれども、このいわゆる事業計画書、これなんかも、先ほど中村委員の議論の中には、条例改正してもっと縛りをきつくしたらどうかということも言われましたけれども、それはそれで分かります。分かりますけれども、事業計画で是正を、これについてはこうやりますということを明確にこれは書いてあるんですよ、事業計画の中で。ですから、事業計画書を出さなくても、これは計画書というものを出すのか、あるいは事業計画として出すのかというだけの私は問題だと思うんですよ。要は、そういった業者に再度委託をするときに、執行部がこれまでの監視体制からもっときつくしてやっていくんだということも何回も申されていますよね。ですから、それらは事業計画でずっとやっていくんですけれども、行政から見て、これはもうちょっと改良を加えてもらわなあかんということは事細かに指摘はできるわけなんです。ですから私は、条例改正をして計画書、そういうものをつくるというよりも、私は

今の体制で、甘いかもしれませんが、私は十分機能を果たしていけるんじゃないかと思います。ましてや業者も、業者というかその会社も、きちっと是正をして反省もしておるんですから、そして、今後の取組というものもやっぱりこの中には書かれておるんですね。ですから、その計画書がなかっても、私はこれでいいのではないかなと。甘いかもしれませんが。しかし、私は物事の順序、道理からして何ら不足の点はないのではないかと、私は、委員長、思いますので、私は賛成させていただきますけれども、そここのところをやっぱり執行部として、計画書はしてないけれども、こここのところはこうやっていくんだよというような強い姿勢でやってもらわないと、やっぱり執行部が強い姿勢でやってもらわないと、我々も、これを認めようかなと思っておっても、これはどうなんかいな、執行部の曖昧な答弁をもらうようではどうなんかいなと思いますから、その辺のところはきちっとした強い姿勢で、こうやっていくんだと、だから任せていただきたいということで強くやっぱり意思表示をしていただきたい。そして、それで今後間違いあったら困るけど、あったら、それこそこのやり方をしてきた行政が責任を負わなければなりませんから、そういう責任感の下に、強い意思で、ここで意思表示をしていただくということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○下村副市長　先に仮協定の破棄の件なんですが、私が一番最初に説明させていただいたように、株式会社熊野古道おわせは指定管理の候補者として選定しておったけれども、不適切な経理処理があったことで、新たな体制で取り組むものとしていたが、体制が整わないということで仮協定を破棄したというふうに説明させていただきました。ここで言う新たな体制というのは、会社側が、例えば監査委員に銀行OB、税理士さんをつける、支配人に役員を充てる、総務のほうの経理係には元帳担当と出納帳担当の2名体制にするというようなチェック体制をするというような組織体制をつくってきて、これで行かせていただきたいと。ただ、4月1日現在、その体制がまだ整わないということで、それでは無理ですねということで破棄をさせていただいたということでございます。

○加藤市長　先ほど副市長が申し上げましたように、私は3月24日の行政常任委員会でもって、はっきりと今回の株式会社熊野古道おわせの会計処理に不適切な処理があったと報告を受けていると。だから次期指定管理の指定が迫っている中で、会計処理がずさんで誤った経理が継続されていたこと、そして、こうした事態を是正する改善策について示されるものの、即座に改善を実行できるような体制が整っていないということをはっきり申し上げて、4月以降の休業もやむを得なしと。し

たがって、熊野古道おわせと締結している仮協定を破棄することといたしましたという事は3月24日に報告させていただいております。この辺のところは十分御認識いただきたいと思っております。

○森本商工観光課長　先ほどの村田委員の御指摘の部分でございまして、私どもとしては、開設当初から15年目を迎えるというような状況でございます。その中で、株式会社熊野古道おわせさんにおかれましては指定管理者として十分な実績を残されていらっしゃると思います。年間で18万人を超える、これが状況としてはコロナ禍の中でちょっと落ち込んでしましまして、7万とかそういった状況になっている状況でございますが、それを何とか集客したいというような思いでこれまでも努めて、我々としても出向いて、どういうふうな対処ができるのか、新しい特産品、例えばヒノキチオール、ヒノキの除菌水の開発とか新たな取組をしっかりとやりたいとかといったやり方を従前から協議しながらやってまいりました。今回指定管理者となる予定の方に関しましても、実際のところ、昨年の選定委員会の中で、これまで以上な、コロナ禍の明けを見越して十分な取組をやっていかなければならないという危機感を抱きながら選定のほうを受けさせていただきながら決定したところでございますが、不適切なものがございましたので、こういう結果になっている状況でございます。それを踏まえた上で、それを全くもって是正していただけるとははっきり答えていただきまして、我々としてもしっかりここは是正していただいていることを受け止めた上で、我々としても管理者、担当課として落ち度があったと、こういった結果になった部分に関しましては十分反省しなければならないという部分もあります。お互いをもってさせていただけないかなというところを今まで話しさせていただいたところでございまして、まだ申請の段階では、あの施設をしっかりと運営するんだというしっかりした熱意を感じました。社員一丸となってやりたいというような言葉もいただきました。ですので、我々としてはしっかり是正していただけるという回答文をいただいておりますし、私どもはそれを重視しまして選定させていただいたので、何とぞ御理解のほうをお願いしたく、お願い申し上げます。

○中村委員　一つだけ教えてください。市の会計監査の監査行為は、公金以外のところも監査対象ですか。

○三鬼議長　私が答弁するのは変な話なんですけど、説明の折に代表監査から伺っておりますので、その辺りを説明させていただきます。

私も監査の経験があるんですけど、指定管理料を主に監査してきたんですけど、

株式会社熊野古道おわせさんは、中村委員も会社のことはよく分かっておると思うんですけど、総勘定元帳であるとか現金出納帳であるとか銀行出納帳なんかがあるわけなんですけど、熊野古道おわせさんはそれを一本化しておるということで、監査委員はそれを見せてもらわざるを得ないということで見ましたと。その中で、指定管理料とそうじゃない部分が少し整理されていない、不適切な部分があるということを受け止めましたということで、その範囲で確認をしましたということをお伺いしておりますので、それは代表監査にいいのですかと聞いたら、地方自治法の中でそれはやむを得んでしょうと。ただ、今後、指定管理料を独立した帳簿にするのか、出納にするのか、一緒にするのは会社の考え方とか市の指導もあるであろうという中で、午前中に課長が説明されましたように、私、これは正・副議長で、委員長も含めたときに要望したことなんですけど、監査はどこまで入れるか分からないけど、指定管理者を受ける会社が構わないのであれば、次の月例監査もあなたたちも入って指導しなさいということをお伺いしていただきました、審査する議会からとして。その中で、今朝課長が説明しておった中では、監査の折には自分たちも入らせていただいて、トータル的なこともチェックするというのを会社の了解を得たという中でします。ですから、最終的に監査委員がそこまでやるかやらんかは、問題がない限りはやらないと思うんですけど、担当課はそこまでやった中で、その担当課の仕事を今度は監査がチェックしていくという改革に変えたという受け止め方で、私どもはこの議案にするということでも、それまでも厳しくするんだったらいいであろうと、いいであろうというのか、了解しましたという返事をしましたので、その経過等、内容について報告させていただきます。

○下村副市長　この件に関しましては、先ほども総勘定元帳が一緒だということもありまして、私のほうとしても役員さんには、指定管理料と自主事業の総勘定元帳は致し方ないにしても、補助元帳として分けるべきであると、そのように必ずしてくださいというようなことは強く言わせていただきました。今後、自主事業と指定管理料のほうで混在するというようなことはあってはならんということで、こういう事態を招いたのは、そもそも論が補助元帳を分けていないということでありましたので、その辺は役員さんのほうにはっきり伝えさせていただきました、そのようにさせていただくという御返事もいただいております。

○森本商工観光課長　先ほどの管理体制の部分ですが、担当課として責任を持って、先ほども申し上げたとおり、経理の部分に関しまして、事業計画に関しても実施されているのか否か、しっかり毎月チェックさせていただくというふうな会社の

体制でございますので、そのときに同席させていただいた上でチェックのほうを進めさせていただきたいと思います。自主事業、指定管理料、これの部分についてもはっきり分けていただける、明瞭に分かりやすいようにしていただけるというようなものをつくっていただくというふうな了解は得ております。

○中里委員　今回厳しい目線で審査させていただいていると思うんですけれども、その中でこの夢古道おわせの指定管理の問題だけではなく、いろんな資料を見ていたところ、本当に派生しているところ、市の管理、指導や会社との関わりというのが、やはり不十分どころが多いんじゃないかなというのを感じざるを得ないんですよね。これは本当に今回の問題は氷山の一角であって、先ほどの村田委員の発言に、先輩委員なのでお言葉かもしれないんですけれども、やっぱり甘いと思うんですよね。その部分というのは、やっぱりそこをどうにか変えていかなきゃいけないと思ってこの場に立たせていただいているので、この件に対しては本当に厳しく皆さんで話し合うべきだと思っています。

○下村副市長　そもそも論なんですけど、やはり民間でできることは民間にというようなことで民間委託をしたり、今回公の施設ということで指定管理ということを実施しておりますが、やはりそこは会社がきちっと法令にのっとって事業をやっていたら、今回のように市の職員が一々四半期ごとに経理を見るとか、そういう通常の要らん仕事をしなければならぬと、こういうことは本来あってはならぬことなんです。ただ、地方自治法上、そういった経理運営事業に対して実地検査ができるというようになっていきますので、そのようにはさせていただくのですが、本来なら民間のノウハウを生かして市民に楽しんでもらえる施設運営というのが当然のことです。今回こういうような案件があったので、通常やらなくてもいい仕事が市役所に増えたということで、指定管理、民間委託というのはそのためにできたものでございます。ただ、全国的に、やはり指定管理でこういった会計処理の不適切になっているのは多々あって、新聞紙上にも出ておりますので、そのためにも市の定例監査というのが入っておるといような状況でございます。

○村田委員　今、中里委員の言葉に反応するわけじゃないんですけれども、甘いと言ったのは、ここは誤解しないでいただきたい。やっぱり執行部に、私の判断は甘いかもしれないけどと言うことは、逆の意味で言うともっとしっかりしなけりゃいかんよということを示唆しているんですよ。その辺のところを、やっぱり人の言葉、十分理解していただきたいと思います。別に何でもありませんけれども、甘くて本当に甘いんじゃないんですよ。

○中村委員　　今の副市長の意見に対してですけれども、こういうことが全国的に多々あるから、国も県も条例とか法律でしっかり、3倍返しとか罰則規定を設けているんですよ。それで、今回こういう事例があって、たまたま公金でなかったにせよ、次は公金部分かもしれませんよね。そうした場合に、ここで問題が発覚したら罰則条例をつくるべきやし、そっちのほうがお互いにもめごとがないし、市の仕事を増やす必要もないと思うんですよ。ぜひ、それこそ厳しく、私たちの判断は常に甘いかもしれませんが、執行部は常に厳しく間違いがないようにやっていただきたいと思います。

○加藤市長　　委員の方々からいろいろ執行部に対する手厳しい御発言もございますので、我々としてもきちんと、さっき副市長が申しあげましたように、あるいは商工観光課長が申しあげましたように、今回の指定管理の我々としての対応については、指定管理者については、まず一番大事なのはコンプライアンスをきちんと遵守してもらおうと、これは絶対必要なことです。それで、次に何なのかと。このところは事業計画の中の判断の中にあるように、要するにCSR、企業の社会的責任というものをきちんと活動として重視してほしいと。それで三つ目は、やっぱりガバナンスの話なんだよね、企業としての。この三つがきちんと整っているということを執行部としてチェックしていきながら、あくまでもこれは最低条件なんです。でも、やはり我々としては共存共栄していきながら、集客交流の拠点である夢古道おわせをどうやって発展させて、要は交流人口を高めるかという、こっちのほうもやっぱり大事だと思いますので、その辺のところをきちんとやっていきながら、今後の対応については指定管理者との関係というのを、厳しいところは厳しい、一緒にやっていくべきところは一緒にやって、やっぱり攻めの体制も僕は必要だと思いますので、夢古道おわせが皆さん方から親しまれる立派な交流施設であるように頑張っていきたいと、このように思っておりますので、ぜひ委員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○南委員長　　ぜひとも原点の地域振興ゾーンということで、古道センターと併せて県の協力の下、併設した経緯がありますので、やはり地域振興、尾鷲市の中核交流拠点の大きなポイントとしても、これからも発展、飛躍していただくのが我々の望みでございますので、一日も早い出発を望んでおきたいと思っております。

○内山副委員長　　監査結果にかかわる措置状況報告書の中で、向こうの会社の方が、2番目の措置の状況の下の部分で、令和3年度の指定管理事業に関する事業報告書においては、指定管理料が充てられた業務について明確に区分した形で事業報

告書を作成いたしますと書いてあるんですけども、これはもう出されているんですか。

○森本商工観光課長 会社のほうでまだ決算が終わってない状況ということで、決算も併せて、以後に確認できるものというふうに思っております。

○内山副委員長 それ、出されたら、私らのほうにも見せてもらえるんでしょうか。

○森本商工観光課長 こちらのほうに関しましては、指定管理料に当たる部分になってくると思いますので、決算報告のときにはお示しできるような部分じゃないかなというふうに思っております。

○内山副委員長 今回何かいろいろ今も皆さんに、市長、副市長とか、いろいろ聞いたんですけども、何かもうちょっとすっきりしないところがあるんですけども、やはり観光拠点として頑張ってもらいたいというのが夢古道の場ですよね。その中で、民間企業として、今回市長が言われたようにコンプライアンスとかいろいろな問題、会計処理ももちろんですけど。ただ、その中で私らは、まだ市民感覚で怒られるかもしれないけれども、一般の企業の方たちが会社の管理責任ということをした場合に、やはりそこでけじめというのがあると思うんですよね。皆さん、この議員の中でも会社を持っておられる方もおると思うんですけども、一般的な考え方の中で、一個人の不正がありましたと。じゃ、そういうときの会社としての管理責任というのはどういうふうに取りられるのかなというの、皆さんはどのようなふうにお考えなのでしょうか。そこだけ、1点だけ教えてください。

○森本商工観光課長 会社として、処置の状況としてしっかりお答えしていただいています。組織のことに關すること、これら全てを明記していただいた上で、今後どうしていくのかというものも明記していただいておりますので、私どもは確認した上で御選定させていただいたものでございます。

○南委員長 最後でお願いします。

○中里委員 最後に1点だけ。市民の方から問合せがあった内容がありまして、4月8日の議会で委員長がおっしゃっていた言葉で、この4月8日の議会は管理者を幅広く公募をするための委員会だということとおっしゃっていたんですけども、その会議の最後に副市長が、管理先の社長に3回ほどお会いして、役員さんに四、五回ほど会って、できるだけ早期の開業をお願いしたいと、中身のほうもしっかりと役員には責任を持ってと意見をしてきたとおっしゃっていたんですけども、これを聞いた市民の方が、もう最初からここになるように決まっているんじゃない

のと、そんな感じに聞こえたんだけど言われたので、それはどうなんですか。

○下村副市長　よく聞いていただきたいと思うんですが、一番最初に議案を取り下げたときに、監査に提出する資料が整わないということで、社長や役員さんに早急に提出してくださいねと。そうしていただければ、監査さえ通れば、追加議案なり、3月31日の臨時議会で議決をいただけるということで、私のほうとしては、監査に提出すべき書類が整わないということそのとき説明させていただいたと思うんです。そのときに、社長さんや役員さんに早く出してくださいねということをお伝えさせていただきました。その後、会社の不適切な経理があつて、なかなかそれが整わない、それで、それに対する改善策云々ということが出たんですけど、先ほど言いましたように、組織体制が整わないということで、じゃ、4月1日以降は無理ですねと。仮協定を破棄しますよと。それで、公募も行いますということで、社長さんや役員さんに会った、お話しさせていただいたというのは、当初の一番最初の議案取下げに対して、監査に必要な書類が整わないということはどういうことなんですか、早く出してくださいねということをお願いに行ったということでございます。

○中里委員　市民の皆様には伝わったかなと思います。

○南委員長　長時間にわたり熱心な審査をしていただきありがとうございます。

採決の前にここで休憩をいたしたいと思いますので、執行部の退席を求めます。
長時間にわたり御苦労さんでした。

再開は45分からいたします。休憩いたします。2時45分。

(休憩　午後　2時33分)

(再開　午後　2時43分)

○南委員長　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

付託されました2議案、議案第38号と議案39号の委員会としての採決に入つてよろしいでしょうか。

よろしいとのことでございますので、自由討論も行わないで採決に入りたいと思います。

それでは、議案第38号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙　手　全　員)

○南委員長　挙手全員でございます。よって、議案第38号は可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第39号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手)

○南委員長 挙手同数であります。挙手、可否同数でございますので、尾鷲市議会委員会条例第17号の規定により、委員長として議案第39号は可決すべきものと採決をいたします。

以上で付託された2議案は、委員会審査においていずれも可決すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

委員長報告のほうはお任せしていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 そういったことでございますので、委員長報告は皆さんの意見を踏まえた上で報告をさせていただきます。

以上で委員会を終了いたしたいと思いますが、私、これが最後の委員会でございますので、本当に1年間、御協力をありがとうございました。

それで、最後に一つだけお願いがございます。今日もそうなんですけれども、各委員さんの皆さんが執行部に対して資料提出が随所、結構あったと思うんですけれども、当然要求するのは委員の権利でございますけれども、個人的な調査権というのは持っておりませんので、必ず委員会として資料の提出を求めるのが本来の委員会運営の筋でございますので、これからはやはり委員長、委員会として資料を求めていただきますよう御配慮をお願いいたします。

1年間ありがとうございました。

これで常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 2時45分 閉会)